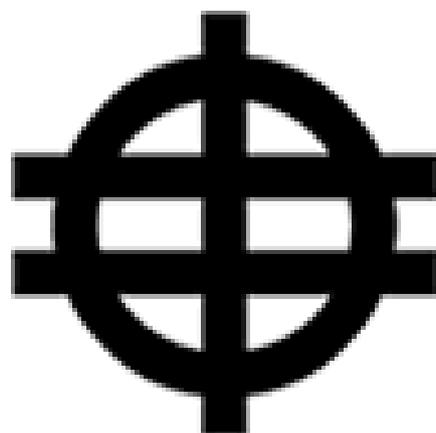


# 和木町国土強靱化地域計画



令和4年2月7日

和木町

## 目次

(はじめに)

- 1 計画策定の趣旨・・・2
- 2 計画の位置付け・・・2
- 3 計画の推進期間・・・2

### 第1章 基本的な考え方

- 1 基本的な方針・・・3
- 2 基本目標・・・4
- 3 事前に備えるべき目標・・・4

### 第2章 想定される災害リスク

- 1 災害をもたらす自然的条件・・・5
- 2 想定される災害リスク・・・7

### 第3章 脆弱性の評価

- 1 「起きてはならない最悪の事態」の設定・・・9
- 2 施策分野の設定・・・11
- 3 脆弱性評価の結果・・・12

### 第4章 国土強靱化の推進方針

- 1 施策分野ごとの推進方針・・・13
  - (1) 個別施策分野・・・13
  - (2) 横断的分野・・・29

### 第5章 施策の重点化

- 1 重点施策・・・32

### 第6章 計画の推進と進捗管理

- 1 計画の推進・・・34
- 2 計画の進捗管理と見直し・・・34

(はじめに)

### 1 計画策定の趣旨

町の強靱化を進め、災害時に町民の生命・財産を守り、また町の経済活動を含む社会生活への致命的な被害を避け迅速な復旧・復興を図るため、防災・減災の視点で『強さとしなやかさ』を備えた地域の道路、河川、上下水道等のライフラインや公共施設等の構造的基盤の整備と、住民生活、産業振興、保健医療・福祉等を含めた持続的発展の基盤を平時から構築し、もって災害に強いまちづくり実現に資することを目的としてこの計画を策定する。

### 2 計画の位置付け

国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）第13条に基づく国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）であり、強靱化に係る個別計画等の指針として定めるものである。

### 3 計画の推進期間

計画内容は、国の基本計画及び山口県国土強靱化地域計画に準じ、概ね5年以内に見直すこととし、当初の期間は令和3年度から令和7年度までとする。計画期間中であっても、必要に応じて随時見直しを実施する。

## 第1章 基本的な考え方

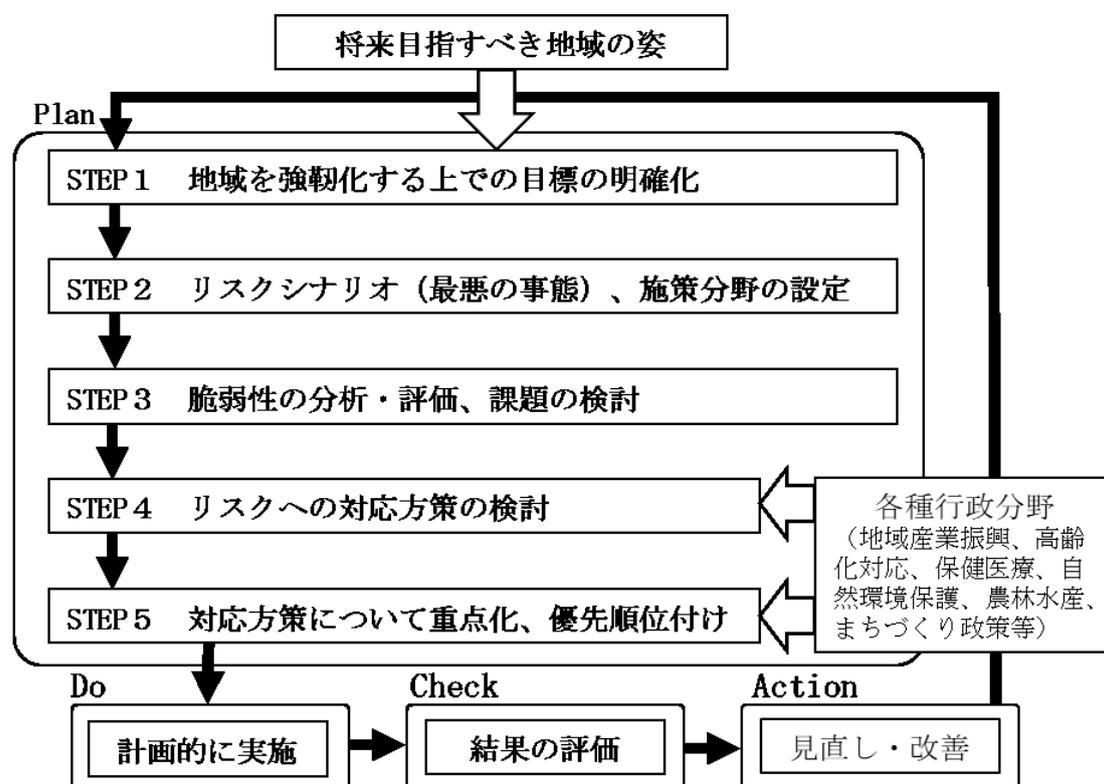
### 1 基本的な方針

国土強靱化は、国・地域のリスクマネジメントであり、下図のP D C Aサイクルを繰り返すことによる取組推進を基本とする。検討・取組の特徴としては、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、それらを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進していくことが重要となる。

国土強靱化地域計画は、基本計画との調和を保ちつつ、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン(以下「ガイドライン」という。）」に基づいて策定する。

また、「県地域計画」と「第5次 和木町総合計画（以下「総合計画」という。）」との調和を図る。

#### 国土強靱化地域計画の基本的な進め方



## 2 基本目標

町民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等(以下「大規模自然災害等」という。)の様々な危機に対して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

## 3 事前に備えるべき目標 (STEP 1)

これらに基本目標を達成するため、次の8項目を事前に備えるべき目標として設定する。

- ① 人命の保護  
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- ② 救助・救急、医療活動  
大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。  
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 行政機能の確保  
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 情報通信機能の確保  
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。
- ⑤ 経済活動の維持  
大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフラインの確保  
大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦ 二次災害の防止  
制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧ 迅速な再建・復旧  
大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する。

## 第2章 想定される災害リスク

### 1 災害をもたらす自然的条件

#### (1) 風水害等

##### ア 暴風（台風、高潮）

山口県東部は比較的風の弱いところであるが、顕著な台風の接近・通過時には、沿岸部及び河岸部に隣接する本町では、警報級となる20m/s以上の暴風となる。

特に台風の接近から通過時においては、最大風速20～30m/sの暴風でこれにより住家被害の他、倒木による停電、道路閉鎖の被害を受けている。

和木町の被害記録として、1945年の枕崎台風による被害では、死者29名、行方不明20名、家屋崩壊又は流出28戸（和木町史）という記録がある。また、1991年の台風19号では、最大瞬間風速58.9mを記録（広島气象台）し、街路樹が倒れ、屋根瓦が吹き飛ぶなどの被害が生じている。

高潮による被害は、昭和16年岩国陸軍燃料廠建設のため海岸部が埋め立てられてから生じていないが、平成3年の台風第19号（リンゴ台風）レベルが本町にとって最も危険なコースを通過すると想定した場合、コンビナート地区及び和木地区のほぼ全域に浸水が発生すると予測されるもので、予測される浸水深から、和木地区全域において3階以上の高層階への垂直避難の他、立ち退き避難が必要となる。

##### イ 大雨

山口県の大雨は6月から9月が一番多く、5月、10月がこれに次いでいる。6月から7月にかけて、とくに6月下旬から7月初旬にかけての梅雨末期に降りやすく、台風が梅雨前線を刺激して豪雨になることもある。

台風の襲来頻度は8月から9月にかけて最も多く、7月と10月がこれに次ぐが、夏台風は秋台風に比べると雨量が少ない傾向にあり、猛烈な台風は9月中・下旬に襲来して大きな災害を引き起こすことが多い。

また、6月から9月にかけては雷雨による局地的豪雨の発生が多い。

##### ※ 大雨の気象原因

- ① 梅雨型の気圧配置で梅雨前線の活動が活発になった場合
- ② 大型台風が山口県西部から中部付近を通過する場合
- ③ 台風の接近時、前線が西日本付近に停滞している場合（雨の降り始めが早く、降雨期間が長い。）
- ④ 雷雨性の局地的なもの、線状降水帯の発生・停滞を含む。  
（気象条件にもよるが一か所に停滞し災害をもたらす場合がある。こ

れは低気圧の通過後、寒冷前線がゆっくり下がってくるとき雷雨を伴って豪雨となりやすい。)

#### ウ 洪水

県下の災害では件数、被害額ともに上位を占めているのが大雨による洪水である。特に、本町においては平成26年8月6日の大雨災害による浸水被害は大きな教訓である。

ひとくちに雨量が何ミリを超えると水害が発生するといっても、実際には前から降った雨量を考慮する必要があり、さらに重要なことは雨の強度である。特に長雨が続いているような場合には、それほどの大雨でなくても水害が発生するため、雨量が注意報や警報の基準に達しない場合でも注意が必要である。

また、1時間40ミリ程度、又はそれ以上の雨が降ると同時に水害が発生し、降雨と水害の発生との間に時間的余裕はほとんどない。このような強雨が数時間同じ地域で継続するときには、その地域においてはたちまち河川が氾濫し、土砂災害も発生して大きな被害を受ける。

#### (2) 地震

山口県内では、大規模な地震の発生は過去数回と比較的少ないが、町の西部には大竹断層（小方～小瀬）があり、ここを震源とした地震が発生した場合、町は最大震度6強の揺れとなり、多数の被害の発生が予測される。

また、マグニチュード8～9クラスの地震が30年以内に70～80%の確率で発生するとされる南海トラフ地震の発生においては、町は約100名の死傷者約300戸の家屋全壊のほか、津波の発生により最悪の場合、和木地区のほぼ全域に浸水被害の発生が予測される。（地震動により堤防・水門が損傷し、津波到達が満潮期に重なった場合）

過去の地震災害の記録として津波被害はないものの、平成13年3月に発生した芸予地震では、本町は震度5強の揺れに見舞われ、住宅9軒、道路5カ所等の被害が発生している。

地震自体が直接原因で起こる災害としては、家屋の倒壊による人的被害、地震の種類によっては山崩れや地滑りなどの起こる場合も考えられるのでこれらの特徴に応じた防災体制をとらなければならない。

我が国の住居は、そのほとんどが木造であるが、これは地震でつぶれやすいと同時に燃えやすいという特徴があるので、この点十分留意しなければならない。過去の例からみても地震に火災はつきものといってよいほどよく発生している。

この火災の主な原因となるものはコンロの火、電熱器などが多く、この他、発火性の薬品によるものがある。したがって火そのものに対する注意とともに

に、石油、プロパンガスなど危険物に対する注意を万全なものとしておかなければならない。

津波による被害は、海溝型地震において当初の地震動により海岸部及び河口付近の河岸の堤防・水門が損傷するとともに、その後の津波の到来時期が満潮期と重なった場合に和木地区堤内地に浸水が発生するもので、予測される浸水深から、和木3～5丁目は3階以上の高層階への垂直避難の他、立ち退き避難が必要となる。

### (3) 石油コンビナートによる災害

本町は、石油化学工業を主とした臨海石油化学コンビナートを形成する岩国・大竹地区の石油コンビナート等特別防災区域のほぼ中間に位置し、区域内の各企業は、活発な生産活動を続けている。石油化学を中心とする工場は、可燃物や有毒物等危険物の取扱量が大きく、石油類、ガス類、化学製品類の製造、貯蔵、販売、輸送も多く、いわゆる産業災害が発生する可能性が懸念される。

区域内には二つの港湾が所在し、重要港湾である岩国港は、隣接する石油コンビナートや紙パルプ・化学工業に関連する貨物や、外国貿易をはじめとする海上コンテナ貨物の扱いとともに、旅客航路も発着している。また、大竹港は離島を結ぶフェリー航路が発着しており、多数の者の遭難を伴う衝突、沈没、タンカー事故等による大量の石油類、その他危険物、有害物の流出等大規模な事故の発生要因を内包している。

## 2 想定される災害リスク

町に大きな被害をもたらす自然災害として、町の自然的条件や過去の災害発生、予見の状況を踏まえ、次のとおり「想定する災害リスク」を設定する。

### 【想定される災害リスク】

自然災害の種類	想定する被害の様相等
暴風 (台風、高潮)	<p>台風の直撃により、家屋、山林、電柱等の大規模な倒壊等が発生し、人身への被害や長期の停電等による大規模な生活への影響が生じる。</p> <p>また、台風による高潮は、平成3年の台風第19号（リンゴ台風）レベルが本町にとっての最も危険なコースの通過を想定した場合、和木地区のほぼ全域において浸水被害が発生するおそれがある。（平成26年「高潮浸水予測区域図」）</p>
土砂災害	<p>台風及び前線の影響による長期降雨やゲリラ的な短時間地域集中型の豪雨などにより、特に土砂災害警戒区域等が集中する瀬田、関ヶ浜及び和木地区南部（県道135号以南）</p>

	<p>の地域において大規模な土石流・地滑り・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害影響を及ぼすとともに、物流・生活道路の寸断等が生じる。</p> <p>この際、道路の寸断等による瀬田、関ヶ浜地区の孤立化が生じるおそれがある。</p>
洪水	<p>台風及び前線の影響による長期降雨やゲリラ的な短時間地域集中型の豪雨に伴い、小瀬川の氾濫（小瀬川流域の総雨量428mm/日）により、関ヶ浜地区の一部、和木地区の全域において、広範囲にわたる長期間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じるとともに、小瀬川（本流）の増水、土砂崩れによる河川閉塞等に伴い、瀬田川、関ヶ浜川等の氾濫により、同河川沿いの低地に大規模な浸水被害が発生するおそれがある。（令和2年「小瀬川水系小瀬川浸水想定区域（想定最大規模）」）</p> <p>また、排水能力（50mm/h）を超える降雨により、和木地区の低地部（和木3、4、5丁目等）を中心に、内水氾濫が発生し、同地区の人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じるおそれがある。</p>
断層型地震	<p>大竹断層（小方～小瀬断層：断層長26km）を震源とするマグニチュード7.2の地震により、町内が最大震度6強の揺れに襲われ、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶおそれがある。（平成26年「山口県地震被害想定被害報告書」）</p>
南海トラフ巨大地震 （地震動、津波）	<p>今後30年間に約70%の確率で発生するとされている。</p> <p>南海トラフを震源とするマグニチュード9.1の地震では、町内で最大震度6弱の揺れに襲われ、人身や建物、社会インフラに大きな被害が及ぶおそれがある。</p> <p>また、地震発生により最大波高3m（満潮時）の津波が発生し、最短時間で209分（3時間29分）後に町沿岸、河口に津波が到達する。この際、地震動により堤防、水門等が損傷を受けている場合は、和木地区のほぼ全域において浸水被害が発生するおそれがある。（平成25年「山口県津波浸水想定区域図」）</p>
複合災害	<p>南海トラフ巨大地震や断層型地震の発生前後での集中豪雨、大型の台風が連続して襲来することにより、被害がさらに拡大する。</p>

### 第3章 脆弱性の評価

#### 1 起きてはならない最悪の事態の設定

想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として、国の基本計画において設定されている事態から、本町の地域特性を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を設定した。

#### 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	<b>【人命の保護】</b> 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1-1	建物、交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	高潮など異常気象等による広域かつ長期的な浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生
2	<b>【救助・救急、医療活動】</b> 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死傷者の発生
3	<b>【行政機能の確保】</b> 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	町職員、施設等の被災による機能の大幅な低下
4	<b>【情報通信機能の確保】</b> 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が必要な者に伝達できない事態
5	<b>【経済活動の維持】</b> 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	コンビナート、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	<b>【ライフラインの確保】</b> 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電施設）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	<b>【二次災害の防止】</b> 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

		7-4	農地・森林等の荒廃、風評による被害の拡大
8	<b>【迅速な復旧復興】</b> 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復興できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復興・復旧が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興・復旧が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

## 2 施策分野の設定（STEP 2）

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされ、本計画では、国基本計画を踏まえ、県・町・関係機関等の取組主体が、効果的な取組を推進するため、8つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定した。

### （個別施策分野）

- ①行政機能／消防団、防災教育等 ②住宅・都市／環境  
 ③保健医療・福祉 ④産業・エネルギー ⑤情報・通信 ⑥交通・物流  
 ⑦農林水産 ⑧国土保全・土地利用

### （横断的分野）

- ①リスクコミュニケーション、人材育成・官民連携 ②老朽化対策

### 3 脆弱性評価の結果（STEP 3）

脆弱性評価は、大規模自然災害に対して、どのような脆弱性（地域の弱点）があり、その脆弱性を克服するために何が必要かを洗い出すという、計画を策定するうえで重要な作業であり、設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現状ではどこに問題があり、どのような取組が必要かについて、次のポイントを考慮して分析・評価を行った。

- (1) 起きてはならない最悪の事態を回避するために何が必要か。
- (2) ハード整備とソフト整備を適切に組み合わせているか。
- (3) 「自助」・「共助」・「公助」を適切に組み合わせているか。
- (4) 代替性やバックアップ体制が確保できているか。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果を資料編「資料1」に、施策分野ごとの脆弱性評価結果を資料編「資料2」に示す。

#### 【主な脆弱性評価の結果】

- 災害を未然に防止する公共土木施設等（橋梁、海岸保全施設等）の計画的な整備が必要
- 公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える道路ネットワークの整備が必要
- 石油コンビナート等での防災対策が必要
- 「自助」・「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
- 関係機関の連携等による救助・救急体制の整備が必要

など

## 第4章 国土強靱化の推進方針

### 1 施策分野ごとの推進方針（STEP 4）

脆弱性評価の結果に基づき、基本目標の達成に向けて、ハード・ソフト両面から町域の強靱化を図るために必要となる施策について、以下の観点も踏まえ、施策分野ごとの推進方針や重要業績指標を定めた。

- 脆弱性評価結果の改善策として、「総合計画」や推進中あるいは計画中の事業、その他関連計画を踏まえ、整合性に配慮した。
- 基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び県地域計画を参考とした施策を具体化した。

#### （1）個別施策分野

##### ① 行政機能／消防団、防災教育等

###### ア 避難所等の確保（企画総務課）

災害発生時における住民等の安全確保のため、指定緊急避難場所や指定避難所、早期避難所及び物資集積拠点を指定しているが、今後も更なる避難先、物資集積拠点の確保に努める。また、避難所として有効に機能するために、各施設の状況及び設備等について「個別施設計画」による長寿命化、老朽化による大規模改修の必要性を評価し、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害想定や感染症対策等配慮すべき様々な点も踏まえ、避難所の適切な確保を行っていく。

###### イ 非常物資の備蓄（企画総務課）

災害時に備え、町で計画的な備蓄を推進するが、行政だけの対応には限界があるため、あわせて住民等の家庭内備蓄についても普及を進める必要がある。住民等に対して、災害時に備え、各家庭で1週間分の食料を目安にローリングストックなどによる備蓄を進めるよう、ケーブルテレビ和木ちゃんねる「みんなで防災」での企画・放映、町ホームページや町広報紙等への掲載のほか、出前の防災講話など様々な機会を通じ、継続した普及啓発を図っていく。

###### ウ 応援協定の締結・拡充（企画総務課）

災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段やエネルギー供給手段を確保できるよう、県の協定、関係機関や民間事業者と災害時の応援協定や支援物資の供給等に関する協定等を締結しているが、協定の拡充を図

る等流通備蓄による対策をさらに進めるとともに、平時から訓練等実効性のある運用に向けた取組を推進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
災害時応援協定の締結協定数	25件(R03)	更なる拡大(R07)

エ 災害応援・救援物資の受援体制の構築（企画総務課、教育委員会事務局）

（ア）業務継続計画により、災害発生により市内での人的・物的資源に制約のある状況を想定した非常時優先業務をあらかじめ特定し、業務中断による混乱を最小限にとどめ、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図る。このため、定期的な計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を図る。

（イ）受援計画は、災害発生により事業継続計画により不足する人的・物的な支援とともに、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの応援を迅速かつ適切に受け入れることができるように、業務継続計画との連携を図るとともに、応援要員の活動拠点・滞在場所の確保についても検討・調整を行う。また、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や運用マニュアルを定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。

オ 集落の孤立防止対策（都市建設課）

災害発生時の集落の孤立防止に向けて、引き続き国・県と連携を図りながら、代替えルートの整備を推進する。さらに、孤立のおそれがある集落や道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、代替ルートを検討し、国・県への交通防災対策を要望する。

カ 孤立集落発生時の救援体制の確保（企画総務課、都市建設課）

国・県及び近隣市や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に救援する内容について検討する。また、道路途絶が発生し物資の輸送が困難になった場合も想定し、輸送方法も含めた備蓄計画を検討していく。

キ 災害対策本部機能の強化（企画総務課）

災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き定期的な訓練を通じて、本部の体制・配置等について、検証の上、適宜見直しを行う。また、町内22の自主防災組織と連携し、様々な手段により災害時の情報収集・情報共有に努める。

ク 災害発生時の緊急消防援助隊との連携強化（企画総務課）

広域にわたる大規模災害に係る人命救助、捜索活動に従事するため、消防団車両・資機材等を整備するとともに、応援・受援計画を策定し、消防体制の充実を図る。

ケ 総合防災訓練等の実施（企画総務課）

3年毎に実施する町の総合防災訓練を通じて、大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、地域特性に応じ発生可能性が高い災害を想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や自主防災組織・学校等地域住民と連携した、より実効性の高い訓練内容を企画・実施する。

コ 救急・救助活動等の体制強化（企画総務課）

災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、普通救命講習、上級救命講習による講習修了者の新規育成を継続する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
普通救命講習修了者	(R02) 15名	更なる拡大(R07)
上級救命講習修了者	(R02) 0名	3名以上の養成(R07)

※各地区（消防団分団）に1名配置を目標

サ 避難所の生活環境対策（企画総務課、保健福祉課）

災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、新型コロナウイルス等感染症対策も踏まえ、計画的に避難所運営に必要な物資資材の備蓄を進めるとともに、民間事業者等との物資調達に関する協定の締結を進め、流通備蓄の確保に努める。

シ 地域の治安の維持（企画総務課）

警察機能が低下した際には、無人となった住宅、店舗を狙った窃盗事件等が発生する恐れがある。このため、防犯パトロール活動の推進、防災行政無線、防犯メール等による防犯広報を通じ、関係機関の連携のもと、災害発生時における治安維持に努める。

**ス 防災拠点となる公共施設の耐震化**（都市建設課、企画総務課、教育委員会事務局）

町が所有する防災拠点となる公共施設については、すでに耐震化は完了しているが、その他の施設についても耐震化を推進する。

**セ 行政施設の非常用電源の整備**（企画総務課、都市建設課）

災害時に拠点となる庁舎及び行政施設等の非常用電源の整備を進めていく。また、非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的に点検・保守を実施する。

**ソ 広域連携体制の構築**（企画総務課）

山口県及び県内19市町で締結している「山口県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等を定期的に確認するとともに、平時から情報共有を行い県及び県内市町と連携していく。

**タ 消防団員等の確保・育成**（企画総務課）

少子高齢化や産業構造の変化により消防団員が減少傾向にあるため、広報活動や消防団協力事業所の拡充を図るなど消防団員の確保に努める。また、消防団員の人材育成に取り組み、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る。

**チ 消防施設の強靱化**（企画総務課）

地震等による庁舎の被害を防止及び軽減、活動拠点としての機能を確保するため、消防団車庫の機能強化等を推進する。

**ツ 装備資機材の整備・消防通信指令体制との連携**（企画総務課）

迅速・的確な救助活動を図るため、消防団の各種装備資機材・消防情報通信体制との連携を推進し、災害対応能力の強化を図る。

**テ 関係機関の連携強化**（企画総務課）

警察・消防・自衛隊等各救助機関は、災害現場でより円滑な救出救助活動が実施できるよう、マニュアルの作成やオペレーションチームの設置、情報共有のための防災相互波無線の整備など、関係機関相互の連携強化を図る。

ト 防災教育の推進（企画総務課、教育委員会事務局）

町内の小・中学校及びこども園において、緊急地震速報等を活用した避難訓練を実施するとともに、引き続き教職員研修や防災関係機関による普及啓発活動の充実を図る。

② 住宅・都市／環境

ア 学校施設の安全対策（教育委員会事務局）

避難所として想定される学校施設の屋内運動場、体育館や校舎において、トイレの洋式化改修や空調設備の整備等の実施による良質な生活環境を目指すとともに、老朽化した外壁や屋根・屋上防水についても併せて計画的に整備を進める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
学校トイレの洋式化率	(R03) 63.6%	(R07) 80.0%

イ 文化財防災対策の促進（教育委員会事務局）

- (ア) 各文化財の特性に応じた防災対策を支援するとともに、設備の日常点検や防火訓練を実施する。また、文化財保護の意識向上や防災思想の普及のため、啓発活動に努め、広く町民の意識の高揚を図る。
- (イ) 無形民俗文化財の存続に向けた取組を支援するとともに、映像等に記録し、継承・復興に役立てる。
- (ウ) 平時から関係機関・団体等との連携を進め、災害時の予めの受援体制の一層の整備を進める。

ウ 住宅の耐震化（都市建設課）

住宅の耐震化を一層推進するため、引き続き木造住宅の耐震診断に対する支援や耐震改修工事に対する支援制度の積極的な活用を促進する。また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
民間木造住宅耐震診断補助制度利用件数	(R02) 3件	(R07) 5件

#### エ 建築物の耐震化（都市建設課）

建築物の耐震化を一層推進するため、引き続き多数の者が利用する建築物等の耐震診断に対する支援や耐震改修工事に対する支援制度の積極的な活用の促進を実施する。また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。

#### オ 緊急輸送道路等の整備（都市建設課）

市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがあることから、避難路確保、救急活動、防災機能に寄与する緊急輸送道路等の整備を国・県及び関係機関と連携し、計画的に推進する。

#### カ 住宅の防災対策の推進（企画総務課）

(ア) 火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、全ての箇所への住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。

(イ) 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う。

#### キ 耐震性防火水槽の整備（企画総務課）

地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽の効果的配置を推進する。

#### ク 空き家対策の推進（企画総務課、都市建設課）

倒壊のおそれ等がある危険な空き家の除却の支援や、空き家の適正管理、利活用等を推進するため、空き家の実態調査、空き家等対策計画の実施、空き家情報による利活用の推進を図る。

#### ケ 密集住宅地における防災体制の確保（都市建設課）

老朽化した建築物や細街路からなる密集した住宅地においては、建築物の耐震化や住宅の建替え促進、生活道路の整備など住環境の改善を進め、延焼の拡大防止と避難の円滑化を図るとともに、良好で防災体制の確保された住宅地環境の整備を推進する。

コ **大規模盛土造成地の滑動崩落対策**（都市建設課）

大規模盛土造成地に係る県の調査結果を踏まえ、安全性調査等の計画を進めるとともに、災害に対する住民等の理解を深め、必要により変動予測調査の実施や滑動崩落防止工事等の対策を推進する。

サ **災害に強いまちづくりの推進**（都市建設課）

災害に強いまちづくり等を進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、空き家対策総合支援事業、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進する。

シ **自然災害の危険性が低い地区への定住促進**（都市建設課）

土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等に指定された区域等について、指定された区域内の住民への周知を行い、区域外への定住の促進と移転の誘導を図る。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の利用件数	(R03) 0件	(R07) 1件

ス **水道事業の業務継続計画の実践**（都市建設課）

水道施設は町民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時においてその機能を維持又は早期に復旧することが不可欠であることから、業務継続計画における災害対策業務、優先度の高い復旧業務について実効性を高める。

セ **水道施設の耐震化・老朽化対策**（都市建設課）

被災に伴う長期断水を防ぎ、被害を最小限に抑えるため、水道施設（浄水施設、配水池及び管路等）の耐震化を進める。また、老朽化が進んでいるため、簡易水道基本計画等を活用し水道施設の更新を効果的かつ着実に推進する。

ソ **水道施設の応急対策**（都市建設課）

大規模な応急給水活動時においては多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等や地域との応急給水に関する訓練や、災害用備蓄資材の整備・充実に取り組む。

**タ 下水道事業の業務継続計画の実践**（都市建設課）

下水道施設は町民生活にとって重要なインフラの一つであり、施設の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、業務継続計画の実効性を高める。

**チ 下水道施設の耐震化・老朽化対策**（都市建設課）

下水道供用開始から50年以上を経過している地区もあり、下水道施設の老朽化が進んでいる。施設更新には多額の費用を要する見込みであることから、下水道ストックマネジメント計画を活用し、事業の平準化を図りながら施設の状況を把握し、維持管理と老朽化対策や耐震化を効果的かつ計画的に進める。

**ツ 排水路の耐震化・老朽化対策**（都市建設課）

排水路は、供用を開始してから50年以上を経過している地区もあり、排水路の状況を把握し、老朽化対策を効果的かつ計画的に進める。

**テ 浄化槽機能停止リスクの軽減と早期復旧**（都市建設課）

浄化槽整備区域にある単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進する。

**ト 下水道（雨水）の整備**（都市建設課）

近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を効果的かつ計画的に推進する。

**ハ 内水対策の促進**（都市建設課）

内水による浸水被害を解消するため、雨水対策等を近隣市と連携を図りながら効果的かつ計画的に推進する。

**ヒ 内水ハザードマップの整備**（企画総務課）

内水による浸水に関する情報等を町民に周知を図ることで、円滑な避難ができるように支援するため、ハザードマップの整備を検討する。

**フ 防災拠点となる公園及び避難路の確保**（都市建設課、教育委員会事務局）

大規模災害時の防災体制の確保に向けて、地域防災拠点である蜂ヶ峯総合公園について防災機能の充実・整備を図る。また一時避難地となる身近な公園、遊園地や、避難路となる町道、登山道について、適切な配置や維

持管理に努める。

へ **災害廃棄物処理対策の推進**（住民サービス課）

大規模災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた「岩国地域災害廃棄物処理計画」を継続的に見直し、処理の実効性の向上に努める必要がある。

ホ **暫定置き場、一時仮置き場、二次仮置き場の確保**（住民サービス課）

大規模災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするための仮置き場を確保する必要がある。

マ **災害廃棄物の収集・運搬対策**（住民サービス課）

災害発生時において、各種マニュアルや協定に基づき円滑に災害廃棄物が収集・運搬されるように、県・町の関係部局、関係団体間との連携強化を図る。

ミ **災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上**（住民サービス課）

大規模災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、更なる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

ム **有害物質対策の推進**（住民サービス課）

災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を促す必要がある。

③ **保健医療・福祉**

ア **福祉施設の防災対策の推進**（保健福祉課、都市建設課）

（ア）高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。また、介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観

点から、個室化に要する改修に必要な費用を補助する。

(イ) 障害者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）、非常用自家発電設備の整備、給水設備の整備、危険区域に所在する施設の移転改築整備、安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造りの塀の改修整備、ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から入所施設等において多床室の個室化改修、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の整備、障害者等の受入が可能となる避難スペースの整備を推進する。

#### イ 避難行動要支援者対策の促進（保健福祉課、企画総務課）

毎年、避難行動要支援者名簿を更新し、避難行動要支援者の情報把握に努める。また、避難行動要支援者名簿に基づき、地域の自主防災組織等や関係機関・団体が連携しながら、支援体制の整備を行うために、避難行動支援事業（避難行動要支援者を対象とした家具転倒防止器具の設置）の実施とともに、個別避難計画の策定を進める。

##### 【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
避難行動要支援者を対象とした家具転倒防止器具の設置率	(R03) 0%	(R07) 50%

#### ウ 福祉避難所の指定・協定締結（企画総務課、保健福祉課）

大規模な災害等に備え、社会福祉施設等を運営している事業者との協定締結など、福祉避難所を増やす取組の推進や、福祉避難所における物資供給・人員体制を整備し、避難者の安全・安心を確保する。

##### 【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
福祉避難所の指定数	1カ所(R03)	更なる拡大(R07)

#### エ 福祉施設等の安全対策（保健福祉課、企画総務課）

災害危険箇所等に立地している福祉施設等の避難確保計画に基づく避難訓練の実施と実施成果に基づく計画の更新を指導する。

#### オ 医療従事者確保に係る連携体制（保健福祉課、企画総務課）

災害発生時の医療提供体制を確保するため、県や三師会等との連携を強化する。また、災害時における関係機関との情報の共有化を図るためのハード及びソフトの整備について検討していく。

**カ 感染症への意識向上及び対応策の整備**（保健福祉課、企画総務課）

災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、新型コロナウイルス等感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を自主防災組織などとも連携し実施する。また、災害発生時、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒等を必要に応じて実施できるように、資材の確保や体制整備を確立する。

**キ 予防接種の促進**（保健福祉課）

平時から町内医療機関、山口県医師会等と連携した接種体制を確保し、町民に対して予防接種の必要性について普及啓発を行い、標準的な接種時期に合わせた接種勧奨通知の送付及び個別の接種勧奨を行うとともに、未接種者に対する再接種勧奨を行う。

新型コロナウイルス等災害級のパンデミックを引き起こす感染症に対する予防接種が、予防接種法上の臨時予防接種に位置付けられた際には、山口県医師会、近隣自治体と連携しつつ、主に町内医療機関の協力を得て、迅速かつ安全に該当する予防接種を行う。

**④ 産業・エネルギー**

**ア エネルギー供給事業者の災害対策**（企画総務課）

災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、施設の耐震性強化を図るなど、必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化するとともに、災害時のエネルギー供給体制の確保について企業との調整を行っていく。

**イ 企業の業務継続計画策定の促進**（企画総務課）

県や商工団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資（BCP融資）についても併せて周知する。

**ウ 石油コンビナート防災体制の強化**（企画総務課）

防災計画の見直しや、防災訓練による防災活動の習熟及び企業を含めた関係機関相互の連携強化を通じ、コンビナート防災体制の強化を継続して推進する。

エ 石油コンビナート等特別防災区域の耐震強化（企画総務課）

石油タンクについては、耐震基準適合済みとなっている。高圧ガス設備については、耐震性能の向上のための改修計画を重要度が高い設備から推進するよう関係事業所に求め、改修が困難な設備の場合は、岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画を踏まえた被害軽減措置及び地震被害を想定した防災訓練により防災体制の強化を図る。

オ 緩衝地帯の設置事業、事業所と居住地域の遮蔽壁の整備（企画総務課、都市建設課）

特別防災区域とそれに隣接する居住地区との間においては、コンビナート事故などによる被害を軽減するため、緩衝地帯の設置を推進するとともに、居住区に隣接する企業に遮蔽壁の整備、更新を要望する。

カ 事業所における防災訓練の充実（企画総務課）

事業所における火災等の被害を軽減するため、立入検査、保安講習会、消防訓練などの機会に、引き続き、訓練の実施、防災意識の高揚を図る。

⑤ 情報・通信

ア 多様な情報収集伝達手段の確保（企画総務課）

災害時に様々な情報伝達手段を活用し、町民への迅速かつ正確な情報伝達を行うため、平時から国や県と連携したJアラート訓練を行う等定期的な訓練を実施し、機器の安定運用と町民の防災意識の啓発に努める。また、和木町防災メールや防災行政無線戸別受信機、防災行政無線アプリ、ドローン等の情報伝達手段の多重化・多様化にあわせて、避難情報等を伝達する役割を担うマスメディア・通信事業者・自主防災組織等と平時からの連携強化に努める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
和木町防災メール登録数	(R03) 830名	(R07) 1000名
防災行政無線アプリダウンロード数	(R03) 420名	(R07) 600名

イ 外国人等に対する防災情報提供体制の強化（企画総務課）

外国人等に対する防災情報提供体制を強化するため、国・県が作成した外国人向けのパンフレット等を窓口やパンフレット設置先に設置するなど普及啓発を図る。また、多言語による防災情報の伝達の在り方につ

いて検討する。W i - F i サービスについては、外国人を含む居住者、旅行者等の受入環境の整備のため、民間事業者との連携を図りながら、引き続き利用範囲の拡大を促進する。

#### ウ 防災関係機関における情報伝達（企画総務課）

災害発生時の防災情報ネットワークの運用に万全を期すため、定期的に保守管理を行うとともに、県・町・防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。

#### エ 行政情報通信基盤の耐災害性の強化（企画総務課）

情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等による補完手段の整備を進める。また、災害発生時においても業務継続が可能なよう、行政データ保全のためのデータのバックアップやクラウド化とともに、情報システム機器等の維持管理を実施する。

#### オ 情報通信環境の強化（企画総務課）

災害発生時の通信途絶を防ぐために、通信経路の複線化等の機能強化を推進していく。また、情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、W i - F i 利用環境の拡大を促進するとともに、町が管理する公共施設等のW i - F i 利用環境の充実を図る。あわせて第5世代移動通信システム（5G）の導入を推進する。

#### カ 電気通信事業者・放送事業者の災害対策（企画総務課）

災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、総務省中国総合通信局中国地方非常通信協議会や電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。

#### キ 避難情報発令及び自主避難のための情報提供（企画総務課）

住民の適切な避難行動を促すため、避難情報の発令方法や伝達方法について検討していくとともに、土砂災害の危険性や早期避難の重要性について、住民の理解促進を図るため、ケーブルテレビ和木ちゃんねる「みんなで防災」、町広報紙や町ホームページによる周知のほか、自主防災組織等の勉強会や防災訓練等の機会を通じて啓発を行う。

## ⑥ 交通・物流

### ア 橋梁の長寿命化（都市建設課）

大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁については5年に1回の頻度で定期点検を行い、健全度の把握を行うとともに、長寿命化計画等に基づく補修・更新を推進する。

### イ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（都市建設課）

大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、道路の新規整備や道路改良工事・維持補修を実施するとともに、道路の拡張や道路施設の耐震化及び電線類の地中化等を推進する。また、一般国道2号線や県道北中山・岩国線の機能強化を推進する。

### ウ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（都市建設課）

幹線道路につながる生活に身近な道路の改良を進めると同時に、道路施設や舗装の個別施設計画に基づき、計画的な維持補修を実施する。

### エ 道路の防災対策（都市建設課）

道路法面等の落石、崩土防止対策に取り組むとともに、道路のパトロールや路面下空洞調査等を定期的を実施し、舗装や道路附属物の補修等を推進する。

### オ 市街地等の幹線道路の無電柱化（都市建設課）

大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、市街地における幹線道路の無電柱化に努める。

### カ 道路施設の老朽化対策（都市建設課）

道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じないように、道路施設の個別施設計画に基づき、計画的な維持補修を実施する。

### キ 道路ネットワークの整備（都市建設課）

災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす幹線道路の整備等、広域的な道路ネットワークの構築を図ることとし、岩国・大竹道路や県道蜂ヶ峯公園線の早期完成を国・県に要望する。

**ク 安全な避難路の確保**（都市建設課）

多くの避難者が安全に避難出来るよう、町道等の避難路の計画的な維持管理に努める。

**ケ 災害発生時の物流インフラの確保**（企画総務課）

災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県と連携しながら道路等の物流インフラについて危険箇所・想定要因の把握・共有により強化策を検討するとともに、経路途絶時の連絡方法・代替経路・道路啓開の調整を行い、災害に強い物流インフラを確保していく。

**コ 燃料供給の確保**（企画総務課）

燃料供給事業者との連携を強化し、災害発生時において、円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう協定の締結を推進する。

**サ 災害発生時の物流機能の確保**（企画総務課）

災害発生時において物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体と協定締結などの連携を図りながら、課題の整理を進めていく。また、物流機能の確保のため、県及び企業と連携し迂回経路の検討・調整を行っていく。

**シ 輸送ルートの代替性の確保**（企画総務課）

災害発生時に道路が通行困難になった場合の迂回輸送ルートを確保するため、庁内関係課、県、物流事業者、交通事業者等と情報共有を図る。

**ス 災害時における公共交通の安定供給の確保**（企画総務課）

大規模災害に備え、災害発生時における町民の交通手段が確保されるよう、引き続き、バス事業者、警察、国、県などの関係機関との連携強化を図る。また、事業者との連携による被災時の公共交通の早期復旧や効率的な代替輸送を実施するための日常的なネットワークの構築を図る。

⑦ 農林水産

**ア 林道の機能保全・老朽化対策**（都市建設課、住民サービス課）

災害発生時の避難路、代替道路となる林道の安全性を確保するため、林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き定期的な点検診断等を実施する。

イ 水路、樋門、水門の機能保全・老朽化対策（都市建設課、住民サービス課）

安定した農業生産を確保するとともに、内水による浸水被害を解消するため、水路、樋門・水門の機能維持と安全対策を実施し、営農基盤の強化、浸水による被害抑制を図る。

ウ 農業生産体制の強化（住民サービス課）

- (ア) 農業の生産体制を強化するため、町、農協等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備するとともに、災害時には、応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する必要がある。
- (イ) 機械や施設整備等による低コストで効率的な生産体制を構築するため、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を支援する必要がある。

エ 農地の生産基盤の整備推進（住民サービス課）

地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、引き続き荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため農業生産基盤の整備を推進する。

オ 森林の計画的な保全管理（住民サービス課）

森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより適切な森林環境の整備を図る。

⑧ 国土保全・土地利用

ア 海岸保全施設の整備・老朽化対策（都市建設課）

津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、計画的に護岸・堤防等の海岸保全施設の整備を推進するよう国や県へ要望する。

イ 高潮ハザードマップの整備（企画総務課）

県が見直しを行う高潮浸水想定に基づき、町で高潮ハザードマップを整備し、住民への周知を行う。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
高潮ハザードマップの改定	作成済	改訂予定(R04)

#### ウ 河川改修等の治水対策（都市建設課）

近年の気候変動を考慮すると、集中豪雨はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、住民の暮らしの安全・安心を確保するためには、流域治水対策を踏まえて、河川改修や灌漑用水路・樋門等の適切な点検と的確な維持管理等を着実に推進する。

#### エ 想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの整備（企画総務課）

河川整備の計画規模の洪水を上回った場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、国交省が見直しを行う浸水想定に基づき、想定最大規模降雨による洪水に対応した洪水ハザードマップの整備を進める。

#### 【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの作成	1 河川 (H31 更新)	想定見直しに伴う更新

#### オ 山林地域における防災対策（住民サービス課、都市建設課）

荒廃地（荒廃するおそれのある場所を含む。）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。

#### カ 応急仮設住宅の迅速な供与（都市建設課）

十分な応急仮設住宅の建設用地を確保するため、引き続き応急仮設住宅建設候補地の新規選定を行っていく。また、平常時から応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整を継続して行く。

### (2) 横断的分野

#### ① リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携

#### ア 地域コミュニティの強化（企画総務課）

地域の特性に応じて地域の課題解決や魅力を高める活動が持続・発展的に展開できる活力あるコミュニティづくりを推進する。また、地域活動の拠点となる総合コミュニティセンター、文化会館等の維持補修及び機能確保のための整備を行う。また、立地適正化計画に基づき、居住や都市機能の適正な維持・誘導を推進するとともに、地域拠点においては地域特性を

活かした拠点づくりに取り組み、良好な地域コミュニティの維持を図る。

#### イ 自主防災組織の活動支援（企画総務課）

自主防災組織の活動の活性化を図るため、引き続き、和木町防災アドバイザー制度や自主防災組織を対象とした研修会の実施、自主防災組織活性化事業補助金制度など、様々な施策で自主防災活動を支援する。

##### 【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
率先避難促進事業に取り組む自主防災組織	5 組織 (R03)	22 組織 (R07)

#### ウ 防災意識の啓発（企画総務課）

地域住民の防災意識を高めるため、引き続き関係機関と連携を図りながら、和木町防災アドバイザー制度の活用や町職員の出前トークを通じた防災意識の啓発、自主防災組織育成研修、広報活動、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。また、想定最大規模の洪水や高潮を想定した各ハザードマップの更新、内容の充実を進め、災害危険個所の周知やマイハザードマップ・図上訓練・防災教育への活用等、防災意識を啓発する有効なツールとして、より活用度を高めていく。

#### オ 地域防災リーダーの育成（企画総務課）

地域防災リーダーの人材育成のため、自主防災組織を対象とした研修会の実施や、県の実施する自主防災アドバイザー養成研修の活用等、様々な事業を進める。

##### 【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
和木町防災アドバイザー	12 人 (R01)	20 人 (R07)

#### カ 災害ボランティア受入体制の構築（企画総務課、保健福祉課）

災害発生時における災害ボランティアの円滑な受入体制の構築に向けて、総合防災訓練において、災害ボランティアセンターの開設、運営訓練を組み込むなど、連絡会を定期的に開催し、平時から事務局である社会福祉協議会をはじめ、関係機関相互の顔が見える関係づくりに努める。

##### 【重要業績指標】

重要業績指標	現状値	目標値
ボランティア登録者数	354 人 (R02)	400 人 (R07)

**キ 災害ボランティアコーディネーターの育成（企画総務課）**

災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、災害ボランティアコーディネーター研修会への参加を促すとともに、町民を対象とした研修会の実施についても検討する。

**② 老朽化対策**

**公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策（企画総務課、都市建設課、教育委員会事務局、保健福祉課、住民サービス課）**

公共建築物及びインフラ施設の老朽化対策について、公共施設の長期修繕計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の耐震化・老朽化対策を実施する。

## 第5章 施策の重点化（STEP5）

### 1 重点施策

県地域計画（第4章 強靱化の推進方針、2 取組の重点化）では、重点的に推進する取り組みとして、以下の7つの取組を掲げている。

- ◇大規模自然災害に備えた施設整備
- ◇生活・社会基盤の耐震化、老朽化対策
- ◇ライフライン・サプライチェーンの確保
- ◇石油コンビナート防災対策
- ◇中山間地域における防災対策
- ◇地域防災力の充実強化
- ◇防災・危機管理体制の充実強化

本計画では、基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、①影響度・②重要度・③緊急度の観点に加え、施策の進捗状況や平時の活用等のから重点化すべき取組を選定した。

重点化を図る主な取組内容

施策分野	主な取組内容
行政機能・消防等	1 学校施設の安全対策 2 非常物資の備蓄 3 業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組 4 防災拠点となる公共施設の耐震化
住宅・都市・情報通信	1 多様な情報収集伝達手段の確保 2 水道施設の耐震化・老朽化対策 3 下水道施設の耐震化・老朽化対策
保健医療・福祉	1 避難行動要支援者対策の促進 2 福祉避難所の指定・協定締結 3 感染症への意識向上及び対応策の整備
産業	1 石油コンビナート等防災体制の強化 2 エネルギー供給事業者の災害対策
交通・物流	1 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 2 災害発生時の物流インフラの確保
農林水産	1 水路・樋門・水門の改修・老朽化対策 2 林道の整備・改修

国土保全・土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 海岸保全施設の整備・老朽化対策</li> <li>2 高潮ハザードマップの整備</li> <li>3 河川改修等の治水対策</li> <li>4 最大規模降雨による洪水ハザードマップの整備</li> </ul>
環境	災害廃棄物の処理体制の構築
リスク コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災組織の活動支援</li> <li>2 防災意識の啓発</li> </ul>
老朽化対策	公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策

## 第6章 計画の推進と進捗管理

### 1 計画の推進

#### (1) ハード対策とソフト施策の適切な組合せ

ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努める。

#### (2) 自助・共助・公助が一体となった計画の推進

本町の強靱化の実現には、本町の全職員をはじめ、国や山口県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民等の一人ひとりが役割を担うという認識を持ち、適切な「自助」・「共助」・「公助」の役割分担のもと、計画を推進する必要がある。

このため、様々な機会を通じて、本計画の周知や防災意識の高揚等に取り組むことや、国や山口県の各種補助事業の活用や民間活力の活用等により、効率的な施策の推進に努める。

### 2 計画の進捗管理と見直し

地域計画策定後は、全庁横断的な体制のもと、施策ごとの進捗状況や設定した目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえ、施策・計画の立案(計画:PLAN)、施策の計画的な実施(実行:DO)、施策の進捗管理・結果の評価(評価:CHECK)、計画の見直し・改善(改善:ACTION)によるPDCAサイクルで計画を着実に推進していくことが重要である。したがって、毎年度進捗状況を確認し、計画期間中であっても必要に応じて施策や指標の見直しを行う。

また、総合計画や地域防災計画等の関連計画策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行うものとする。

#### 計画の進捗管理

